令和　　　年　　　月　　　日

大河原町議会議長　　　　　　　　　　　　殿

大河原町議会議員

**遅　　　参　　　届**

　　　　　　　　　　　 定例会 ・ 臨時会

月　　日の　　　　　　　　　　　　 を、 午前　・　午後　　時　　分

　　　　　　　　　　　全員協議会

まで遅参しますので、大河原町議会先例集９－１の規定により届出します。

理　由

　電話による届出

　　　　　月　　日（　）　　　時　　分　　　受信者

　(注) 1．議員が会議に遅参しようとするときは、電話等により議長に届け出る。

（大河原町議会先例集9-1）

2．理由は、具体的な内容を記載すること。

（平成24年12月4日議運決定・12月5日全協承認）

令和　　　年　　　月　　　日

・議会運営委員会

・総務産業常任委員会

・文教厚生常任委員会

大河原町議会　　　 ・議会広報常任委員会　　　　委員長　　　　　 　 　　殿

・議会広聴常任委員会

・予算審査特別委員会

・決算審査特別委員会

大河原町議会議員

**遅　　　参　　　届**

　　　　　　　　 ・議会運営委員会 ・総務産業常任委員会　・文教厚生常任委員会

　月　 日の　　・議会広報常任委員会　・議会広聴常任委員会　　　　　　　　　を

・予算審査特別委員会　・決算審査特別委員会

午前　・　午後　　　時　　分まで遅参しますので、大河原町議会先例集

９－１の規定により届出します。

理　由

　 電話による届出

　　　　　月　　日（　）　　　時　　分　　　受信者

　(注) 1．議員が会議に遅参しようとするときは、電話等により議長に届け出る。

（大河原町議会先例集9-1）

　　　 2．理由は、具体的な内容を記載すること。

（平成24年12月4日議運決定・12月5日全協承認）